

天竜区ホームレス自立支援等推進会議設置要綱

(設置)

第1条 浜松市ホームレス自立支援等実施計画に基づき行う天竜区のホームレス自立支援等の事業に関し、区の関係課が連携を図り、また、本庁関係課に協力を求め、地域における総合的な取組を推進するため、天竜区ホームレス自立支援等推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 推進会議は、別に定める天竜区役所の関係課の職員で構成する。

(会議)

第3条 推進会議は、必要に応じて社会福祉課長が招集し、会議の進行を行う。

2 社会福祉課長に事故あるときは、社会福祉課長が指名する者がその職務を代理する。

(協議事項)

第4条 推進会議の協議事項は次のとおりとする。

- (1) ホームレスの調査に関すること。
- (2) ホームレスの巡回指導・相談に関すること。
- (3) ホームレスに対する苦情に関すること。
- (4) ホームレスの自立支援等に係る問題を解決するための区内の連携、調整及び役割分担に関すること。
- (5) その他、ホームレスの自立支援に係る問題を解決するために必要な事項に関すること。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、社会福祉課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(天竜区ホームレス対策会議要綱の廃止)

2 天竜区ホームレス対策会議要綱(平成19年10月1日施行)は、廃止する。